

1 差し押さえ予告、税滞納者に発送 県と13市町

<https://www.saga-s.co.jp/articles/-/295307>

2 セクハラで停職6カ月「妥当」=加古川市が逆転勝訴一最高裁

引用しておいてなんですが、セクハラの処分で「停職6ヶ月が妥当」と判断しているものではなくて、6ヶ月とした「市の判断に裁量権の濫用がない」としているのであって、何が妥当かは不明です。

<https://web.smartnews.com/articles/fnexjBzW54x>

3 教員の心身削る「長時間労働」過去の裁判が「直ちに違法ではない」とした事情

https://www.bengo4.com/c_5/n_8793/

4 中1いじめで、第三者委員の氏名開示、改めて拒否

<https://mainichi.jp/articles/20181107/k00/00m/040/140000c>

5 店先ベンチで飲食も消費税率10%…外食扱いに

バーチャル空間など出てきたら混迷をさらに極めそう

<http://news.livedoor.com/article/detail/15555334/>

6 ドクターヘリか、ドクターカーか 厚労省が運用を検証へ

<https://www.asahi.com/articles/ASLC64Q05LC6ULBJ00K.html>

7 システム操作、職員の質問にAIが回答 人件費削減で /埼玉

<https://mainichi.jp/articles/20181025/ddl/k11/010/061000c>

8 校長のパワハラで賠償命令、甲府 教諭に保護者への謝罪強要

<http://www.topics.or.jp/articles/-/125035>

9 法律×IT 領域で起業・サービス普及しやすく

リーガルリサーチは全部AIに任せたい

<https://jp.techcrunch.com/2018/11/16/legaltech-association-is-launched-in-japan/>

10 牛久警察からの情報提供

警察も「ガラパゴス携帯」とアナウンスする時代

●昨日(11月21日)午後4時30分頃、牛久市南4丁目37番地12の公園内で、男女を含む児童らが不審な男に携帯電話で容姿撮影される事案がありました。

●男の特徴は、

年齢 60歳位

身長 170センチ位・中肉

上衣 青色上着

下衣 不明

灰色のガラパゴス携帯電話を所持
です。

11 ゴルフ ホールインワン保険と課税

アルバトロスを達成した人も要注意

<https://zuumonline.com/archives/117140/2>

12 湖西市を損賠提訴 建設会社、工事契約解除巡り

<http://www.at-s.com/sp/news/article/social/shizuoka/570634.html>

湖西市から受注した水道配水管設置工事を市の一方的な理由で契約解除されたとして、同市の建設会社が26日までに、市に約860万円の損害賠償を求める訴訟を静岡地裁浜松支部に起こした。

訴状などによると、同社は2017年11月23日～18年3月15日を工期とする同市発注の配水管敷設替え工事を17年11月15日に入札し、同22日に請負契約を結んだ。工事開始に向けて資材の発注や下請け業者の手配などの準備を進める中、市から最低制限価格の積算ミスにより契約を解除して再入札する旨を伝えられた。

原告側は、契約請負工事を履行するために他の工事を断っていたため「(契約解除で)全く仕事のない空白の時間が発生した」と主張。会社の基盤を最低限維持できる「固定費」や外注費の支払いを求めている。

13 近江八幡市に賠償命令 虐待防止義務怠る、滋賀

<https://mainichi.jp/articles/20181208/ddl/k25/040/405000c>

交通事故で後遺障害を負った男性が妻から虐待を受けていると相談したにもかかわらず、障害者虐待防止法に基づく対応を怠ったとして、滋賀県近江八幡市に約2400万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大津地裁は27日、市の責任を一部認め、約398万円の支払いを命じた。

西岡繁靖(にしおか・しげやす)裁判長は判決理由で、妻が銀行口座から多額の保険金を引き出して使ったとする「経済的虐待」について「銀行に依頼して出金停止にできることを市側が男性に教示し、助力すべきだったのに怠った」と指摘。身体的・心理的虐待は「市側は速やかに訪問調査などをしており違法性は認められない」とした。

14 学童でけが、市に賠償命令 指導員過失認定、徳島地裁

<https://mainichi.jp/articles/20181204/k00/00m/030/072000c>

学童保育クラブで頭蓋骨骨折のけがをしたのは、指導員が監督責任を怠ったためなどとして、当時小学2年だった少年(13)らが学童保育の運営を委託した徳島市などに約155万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、徳島地裁の川畑公美(かわばた・くみ)裁判長は28日、指導員の過失を認め、市などに計約88万円の支払いを命じた。

判決によると、少年は2013年7月、滑り台や登り棒などが組み合わさった遊具の上で追いかけてっこをしていた小4児童らを注意。少年は手で払われてバランスを崩し、地面に頭を打ち付けて頭蓋骨を折るなどのけがをした。

川畑裁判長は「遊具上で走り回れば他の児童が転落する危険性があることは容易に予見できた」と指摘。やめるように注意しなかったのは、指導員の注意義務違反だとした。小4児童にも過失があったとして、母親にも賠償を命じた

15 モロッコ人の女、結婚拒否され恋人殺害 その肉で伝統料理ふるまう

ただただ怖い

<https://mainichi.jp/articles/20181204/k00/00m/030/072000c>